

平成30年7月豪雨災害の災害復旧工事に係る主任技術者等の兼務運用基準

平成31年1月25日決裁

昨年の平成30年7月豪雨によって、広島県内の広範囲にわたって社会資本に甚大な被害が生じ、広島県では県内の各地域で集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調、不落を防止するため、主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和し、円滑な工事執行を図っています。

三次市においても平成30年7月豪雨に伴う市内被災箇所の早期復旧を図るため、広島県と同様に主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和するため運用基準を次のとおり定める。

1 兼務制限の緩和

三次市が発注する請負対象設計金額（税込）3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）の災害復旧工事 1に係る主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、兼務制限の件数（3件以内）としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ三次市内であれば、災害復旧工事は無制限とする。）

1は、次の3に定める工事をいい、通常の工事については、平成28年8月30日決裁主任技術者等の兼務制限の緩和のとおりとする。

2 兼務承認手続の軽減

1の取扱いにより兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認手続きを不要とする。

3 災害復旧工事の対象事業

災害復旧工事の対象は、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事（災害関連緊急事業、災害予防事業を含む）とする。

<対象工事の例示>

- ・ 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
 - ・ 農地，農業用施設，林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
 - ・ 小規模崩壊地復旧事業
 - ・ 堆積土砂の排除事業
 - ・ 公共施設，市立学校施設の災害復旧事業
 - ・ 市営住宅等の災害復旧事業等
 - ・ 水道施設の災害復旧事業等
- 今後発生する災害も対象とする。

4 適用期間

平成30年7月豪雨に係る復旧事業の期間